

令和8年佐久市議会第1回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
1	専決処分の報告について	総務部長	5 別冊1
2	佐久市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	6
3	佐久市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	7
4	佐久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	8
5	佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	9
6	佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	10
7	佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	11
8	佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	12
9	佐久市複合型公共施設サングリモ中込条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	13
10	佐久市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	環境部長	14
11	佐久市児童館条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	15
12	佐久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	16
13	佐久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	福祉部長	17
14	佐久市こども・子育て支援拠点施設条例の制定について	福祉部長	18
15	佐久市農業研修生住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経済部長	19

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
1 6	佐久市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部 長	20
1 7	佐久市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 部 長	21
1 8	佐久市教育支援センター条例の制定について	学校教育部長	22
1 9	佐久市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	23
2 0	佐久市歴史の里条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	24
2 1	佐久市立近代美術館条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	25
2 2	佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	浅 間 病 院 事 務 長	26
2 3	令和7年度佐久市役所本庁舎外構改修工事請負契約の変更について	総 務 部 長	27 28
2 4	佐久市過疎地域持続的発展計画の策定について	望 月 支 所 長	29
2 5	佐久市辺地総合整備計画の策定及び変更について	企 画 部 長	30
2 6	神奈川県茅ヶ崎市との友好都市の提携について	企 画 部 長	31
2 7	令和7年度結いの家空調設備改修工事請負契約について	福 祉 部 長	32 36
2 8	市道の路線認定について	建 設 部 長	37 39
2 9	令和7年度佐久平交流センター空調設備改修工事請負契約について	社会教育部長	40 44
3 0	令和7年度佐久市一般会計補正予算（第10号）について	総 務 部 長	別冊2

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
3 1	令和7年度佐久市一般会計補正予算（第11号）について	総務部長	別冊3
3 2	令和7年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	市民健康部長	別冊3
3 3	令和7年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	福祉部長	別冊3
3 4	令和7年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第3号）について	福祉部長	別冊3
3 5	令和7年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	市民健康部長	別冊3
3 6	令和7年度佐久市奨学資金特別会計補正予算（第2号）について	学校教育部長	別冊3
3 7	令和7年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について	環境部長	別冊3
3 8	令和7年度佐久市茂田井財産区特別会計補正予算（第1号）について	望月支所長	別冊3
3 9	令和7年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第4号）について	浅間病院事務長	別冊2
4 0	令和7年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第5号）について	浅間病院事務長	別冊3
4 1	令和7年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	環境部長	別冊3
4 2	令和8年度佐久市一般会計予算について	総務部長	別冊4
4 3	令和8年度佐久市国民健康保険特別会計予算について	市民健康部長	別冊4
4 4	令和8年度佐久市介護保険特別会計予算について	福祉部長	別冊4
4 5	令和8年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計予算について	福祉部長	別冊4

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
4 6	令和8年度佐久市後期高齢者医療特別会計予算について	市民健康部長	別冊4
4 7	令和8年度佐久市奨学資金特別会計予算について	学校教育部長	別冊4
4 8	令和8年度佐久市環境エネルギー事業特別会計予算について	環境部長	別冊4
4 9	令和8年度佐久市茂田井財産区特別会計予算について	望月支所長	別冊4
5 0	令和8年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計予算について	浅間病院事務長	別冊4
5 1	令和8年度佐久市下水道事業特別会計予算について	環境部長	別冊4

専決処分報告	1	件
条例案	21	件
事件案	7	件
予算案	22	件
計	51	件

第1号

専決処分の報告について

これは、本年1月23日付けで専決処分した令和7年度佐久市一般会計補正予算（第9号）について、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

補正の内容につきましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について、補正計上したものであります。

第2号

佐久市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

これは、行政手続のデジタル化の進展等を踏まえ、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、条例、規則等の公布等を市のウェブサイトで行うことを原則とするほか、公布等を行う際の手続についても電子署名を可能とするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

第3号

佐久市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

これは、行政手続法の改正により、不利益処分を行う際の聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を、インターネットによる公表を前提とした公示送達に改める改正が行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第4号

佐久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和8年度における市の組織機構の見直しにより、課等が再編されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第5号

佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、資金積立基金について、次の廃止、変更及び新設を行おうとするものであります。

- 1 佐久市防災対策基金について、当初の目的を達成したため、廃止する。
- 2 佐久市望月地域温泉施設整備基金及び佐久市浅科道の駅施設整備基金を統合し、これらを含む既存の観光施設の整備のため、新たに佐久市観光施設整備基金を設置する。
- 3 佐久市企業立地促進基金について、工業団地の整備に適切に活用できるよう、基金の目的及び使途を変更する。
- 4 長野県宿泊税条例により徴税される長野県宿泊税に係る市町村配分として交付される宿泊税市町村交付金を、観光振興に資する事業に活用できるようにするため、新たに佐久市長野県宿泊税市町村交付金事業基金を設置する。

第6号

佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る損害補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めようとするものであります。

第7号

佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、長野県福祉医療費給付事業補助金交付要綱の改正に伴い、精神障害者の入院医療費助成が県補助対象に追加されたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

第8号

佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久市国民健康保険事業基金の運用状況に鑑み、医療分である基礎課税額の税率を引き下げるほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年度から少子化対策の財源として子ども・子育て支援金の拠出が開始されることに伴い、国民健康保険税においても新たに子ども・子育て支援納付金課税額の区分を創設するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

第9号

佐久市複合型公共施設サングリモ中込条例の一部を改正する条例の 制定について

これは、中込地区都市構造再編集中支援事業により改修した施設の供用に当たり、新たな施設として佐久市中込健康交流センター及び佐久市中込チャレンジ教室を構成施設に加えようとするものであります。

第10号

佐久市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

これは、公益財団法人長野県下水道公社の名称が令和8年4月1日より公益財団法人長野県上下水道公社へ変わることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第 11 号

佐久市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和 8 年 4 月 1 日から野沢児童館を移転し、新たに整備されるこども・子育て支援拠点施設の構成施設として開館することに伴い、児童館の位置について、改めようとするものであります。

第12号

佐久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正により、文言の見直しを行うなどの改正がされたことに伴い、本条例中の文言を改めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第13号

佐久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業が新たな給付制度として規定されたことに伴い、条例で定めるとされた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、必要な事項を定めようとするものであります。

第14号

佐久市こども・子育て支援拠点施設条例の制定について

これは、子育てに関する相談支援体制を構築するとともに、こども及びその保護者に交流の場を提供することで総合的なこども・子育て支援を推進し、地域との連携や交流を図るための拠点となる施設とするべく佐久市こども・子育て支援拠点施設を設置することについて必要な事項を定めようとするものであります。

第15号

佐久市農業研修生住宅条例の一部を改正する条例の制定について

これは、農業研修生が安心して研修を行い、かつ佐久市での就農に繋がるよう設置している農業研修生住宅について、安心して研修し、就農できる環境を維持するため、老朽化した住宅を廃止し、これに代わる住宅を新たに設置する必要があることから、所要の改正を行おうとするものであります。

第16号

佐久市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久広域連合火災予防条例の改正に伴い、林野火災に関する注意報が追加されたことから、佐久市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に対する火入れを中止するための規定に林野火災に関する注意報を加えるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第17号

佐久市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

これは、駐車場法施行令の改正に伴い、駐車施設の規模や規格の見直し、
公共交通利用促進に係る特例の追加、既存駐車施設の有効利用等を行うため、
所要の改正を行おうとするものであります。

第18号

佐久市教育支援センター条例の制定について

これは、不登校児童生徒等の教育の機会を確保し、社会的自立の支援を行うため、教育支援センターを設置することについて、名称、位置、実施事業等を定めようとするものであります。

第19号

佐久市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

これは、公民館組織の区分の名称が一部重複していることから、これを解消するよう、同様の対応を図った佐久市区長会に準じて名称を変更しようとします。

第 20 号

佐久市歴史の里条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和 8 年 4 月 1 日から佐久市歴史の里を佐久市国史跡龍岡城跡ガイダンスセンターとして開館することに伴い、施設名称を変更するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第21号

佐久市立近代美術館条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久市立近代美術館を親しみやすく、多くの市民や団体が利用できるよう、美術館の視聴覚室を展覧会の開催以外の目的で、デッサンや美術に関する創作活動での使用を可能とするとともに、使用料についても市内類似施設等の使用料を参考に各施設との均衡を図った料金とすることで利用の促進を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 22 号

佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

これは、令和 8 年度における市の組織機構の見直しにより、課等が再編されることに伴い、佐久市立国保浅間総合病院の診療科目のうち、大腸・肛門外科の名称を肛門外科に改めようとするものであります。

第 23 号

令和 7 年度佐久市役所本庁舎外構改修工事請負契約の変更について

これは、令和 7 年佐久市議会第 2 回定例会において、議案第 63 号として議決を経た令和 7 年度佐久市役所本庁舎外構改修工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、工事の進捗に伴い、西側テラス棟の躯体コンクリートの劣化が確認されたため、劣化部の撤去及び補修を工事に追加するほか、想定していなかった地中埋設物の撤去などに要する費用が増加したことなどから、令和 7 年佐久市議会第 2 回定例会において議決をいただいた契約の金額 168,960,000 円に 4,950,000 円を増額して、173,910,000 円にしようとするものであります。

建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和7年度 佐久市役所本庁舎外構改修工事
- 2 工事場所 佐久市 中込3056番地
- 3 変更工期 令和 一 年 一 月 一 日から
令和 一 年 一 月 一 日まで
- 4 変更請負代金増加額 4,950,000 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 450,000 円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10／110を乗じて得た額である。
 [（ ）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]
- 5 変更契約保証金増加額 495,000 円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和 7年 6月 27日付で契約（令和 8年 1月 27日付変更契約）を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8年 2月 2日

発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地
 佐 久 市
 氏 名 佐久市長 柳 田 清 二

受注者 住 所 長野県佐久市平賀2168-1
 高重建設工業株式会社
 氏 名 代表取締役 高橋 剛

佐久市過疎地域持続的発展計画の策定について

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5か年にわたる佐久市過疎地域持続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

望月地域は、これまで法に基づく一部過疎の指定を受け、策定した計画に沿って、各種取組を推進してきましたが、依然として人口減少と少子高齢化が進行し、地域社会の活力低下が強く懸念される状況にあることから、引き続き課題解決に取り組む必要があります。

この度、令和3年9月に策定した佐久市過疎地域持続的発展計画の計画期間が満了することから、新たに計画を策定し、地域住民との協働により、過疎地域の持続的発展に資する各種取組を推進することで、持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上を図ろうとするものであります。

佐久市辺地総合整備計画の策定及び変更について

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、佐久市辺地総合整備計画を策定し、及び変更するため、議会の議決を求めるものであります。

佐久市の中心から離れた県境又は市境に位置する辺地は、交通条件を始め、経済的、文化的諸条件の面で、他の地域と比較して住民の生活環境の整備水準に格差が見られることから、引き続きその是正に当たる必要があります。

このため、佐久市天体観測施設の改修に関し、「湯原新田・十二新田辺地」、林道釜の沢線橋梁長寿命化に関し、「苦水辺地」の2辺地について、新たに当該事項を計画する総合整備計画書を策定するとともに、荒船パノラマキャンプフィールド改修に関し、「黒田・大月辺地」、林道南沢（香坂）線橋梁長寿命化に関し、「東地辺地」の2辺地に係る総合整備計画書について、当該事項を追記する変更を行おうとするものです。

以上のとおり、公共的施設の整備を進めることにより、辺地の活性化と住民の利便性の向上を図ろうとするものであります。

第 26 号

神奈川県茅ヶ崎市との友好都市の提携について

これは、平成 25 年の災害時における相互応援に関する協定の締結を契機に、多岐にわたる交流を積み重ね、深い信頼関係を築いてきた神奈川県茅ヶ崎市との友好協力関係を強化し、教育、文化、経済その他の幅広い分野における市民間の交流を促進することにより、市民生活の安心・安全と相互の更なる発展を図るため、友好都市の提携をしようとするものであります。

第27号

令和7年度結いの家空調設備改修工事請負契約について

これは、結いの家空調設備の改修に当たり、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、結いの家に設置されている空気調和機の機能性を向上させるとともに、メンテナンスを容易にするため、配置等に考慮した上で機器を更新しようとするものであります。

この工事につきましては、本年1月29日の3業者による事後審査型一般競争入札の結果、178,200,000円で佐久市望月30番地1の株式会社竹花組（代表取締役社長 矢野 健太郎 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、令和8年度にわたる債務負担行為により実施するものであります。

様式第15号（第21条関係）

建設工事請負仮契約書

1 工事名 令和7年度 結いの家空調設備改修工事

2 工事場所 佐久市望月326番地4

3 工期 令和8年 月佐久市議会議決の日から
令和9年 1月 29日まで

4 請負代金額 178,200,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,200,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10／110を乗じて得た額である。]

5 契約保証金 17,820,000 円

6 調停人

7 発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり

8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

9 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和8年2月2日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

氏名 佐久市長 柳田清二

受注者 住所 長野県佐久市望月30番地1

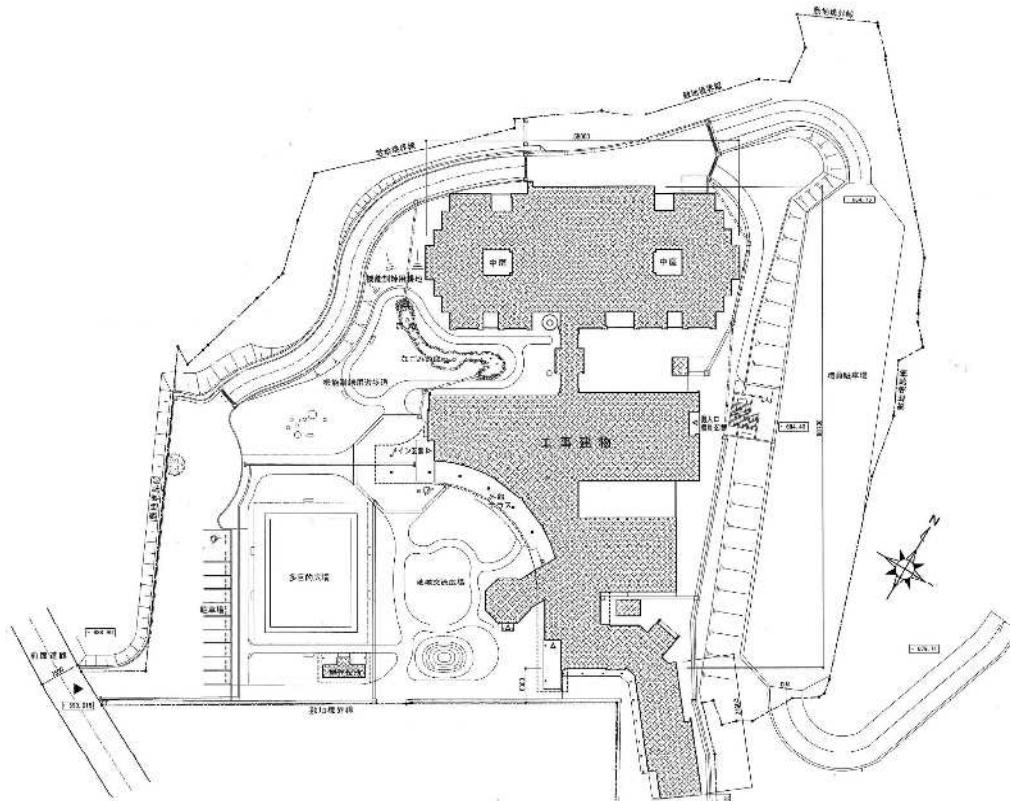
株式会社 竹花組

氏名 代表取締役社長 矢野健太郎

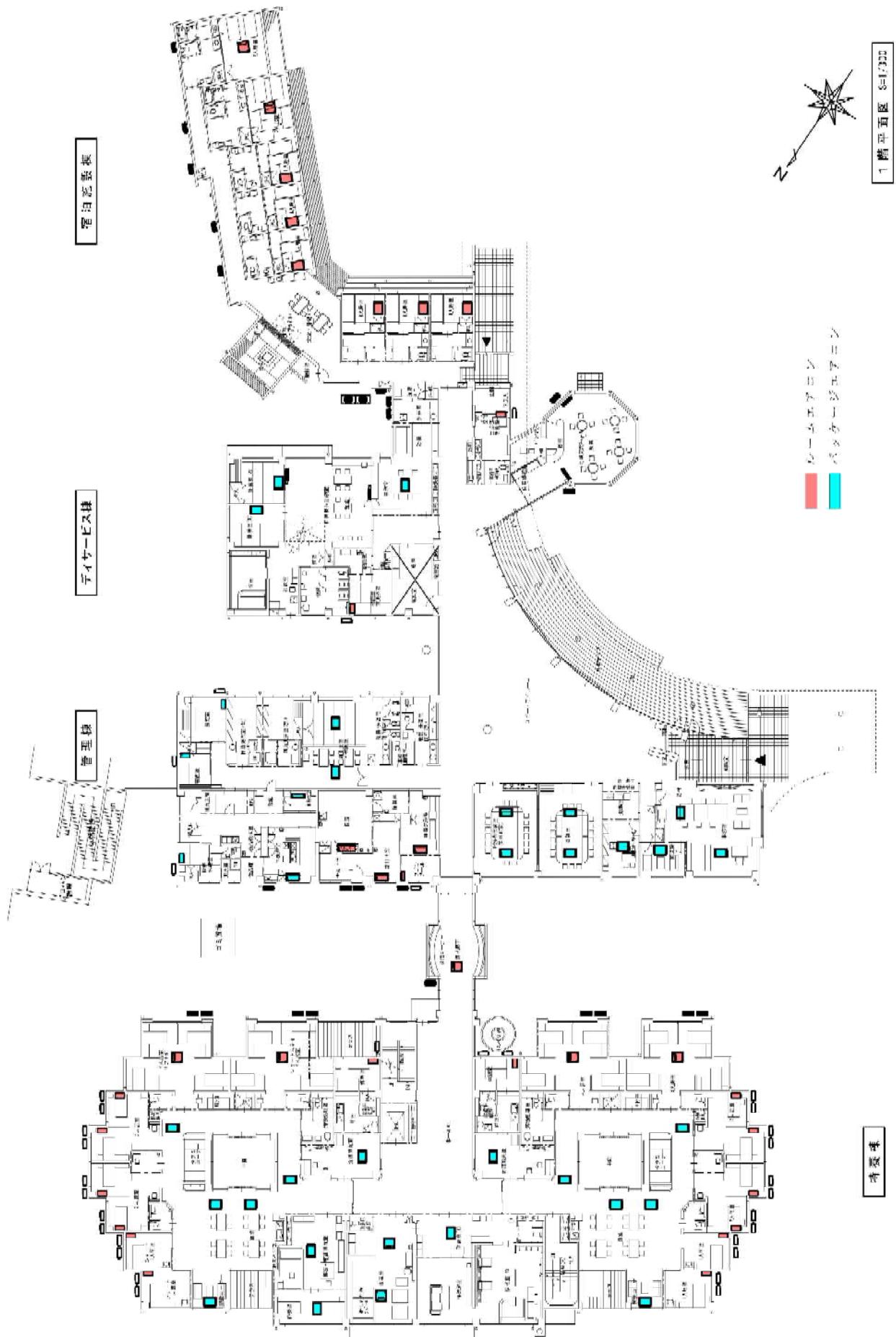
結いの家空調設備改修工事 計画図

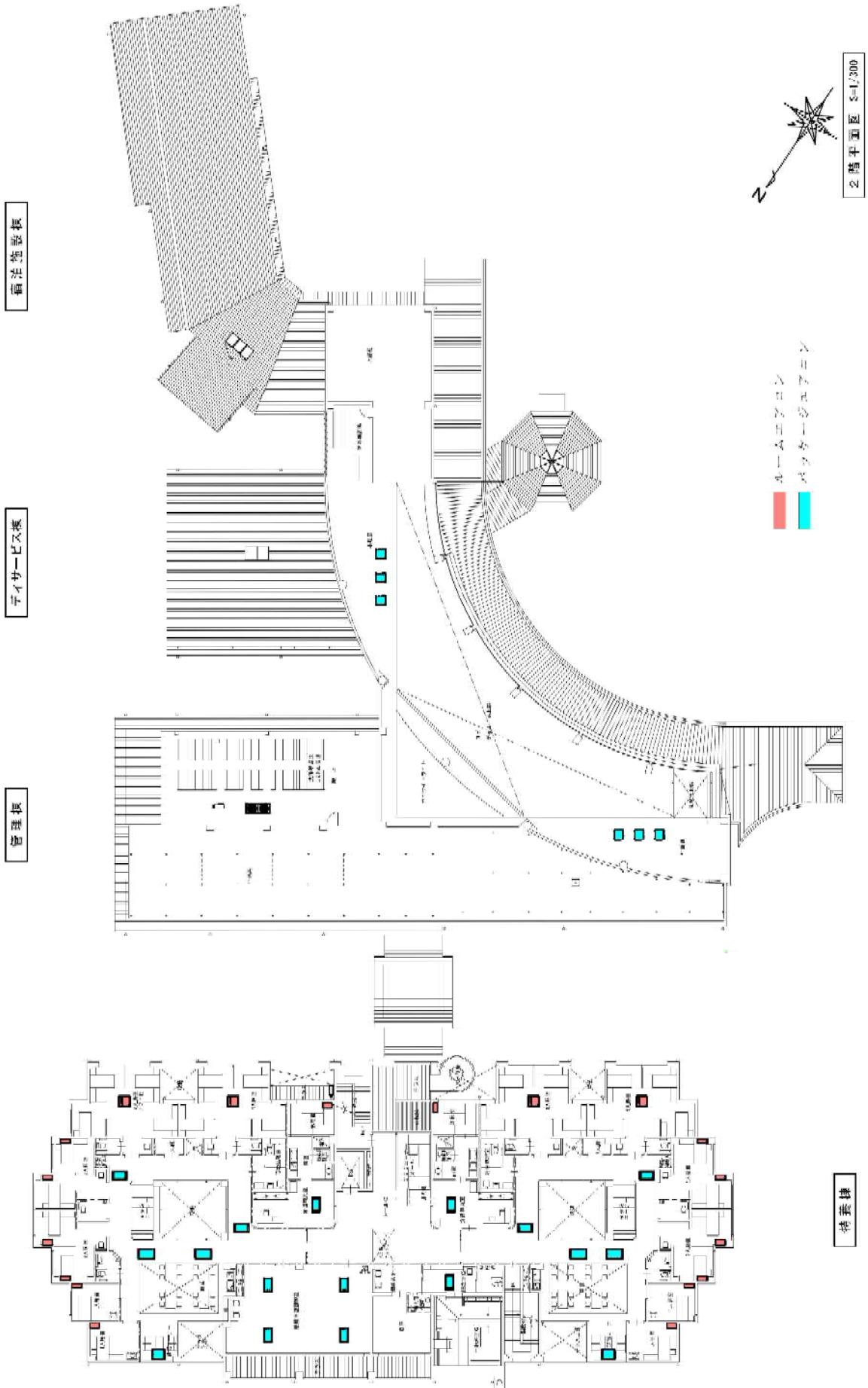


案内図



配置図





第28号

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- 市道 8-168号線 位置図1
- 市道 8-169号線 位置図1
- 市道 38-130号線 位置図2

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

至 佐久北インターチェンジ

位置図1

塚原

N

認定路線 市道8-168号線

延長 : 109.3m
幅員 : 5.8m
構造 : 補装道

認定路線 市道8-169号線

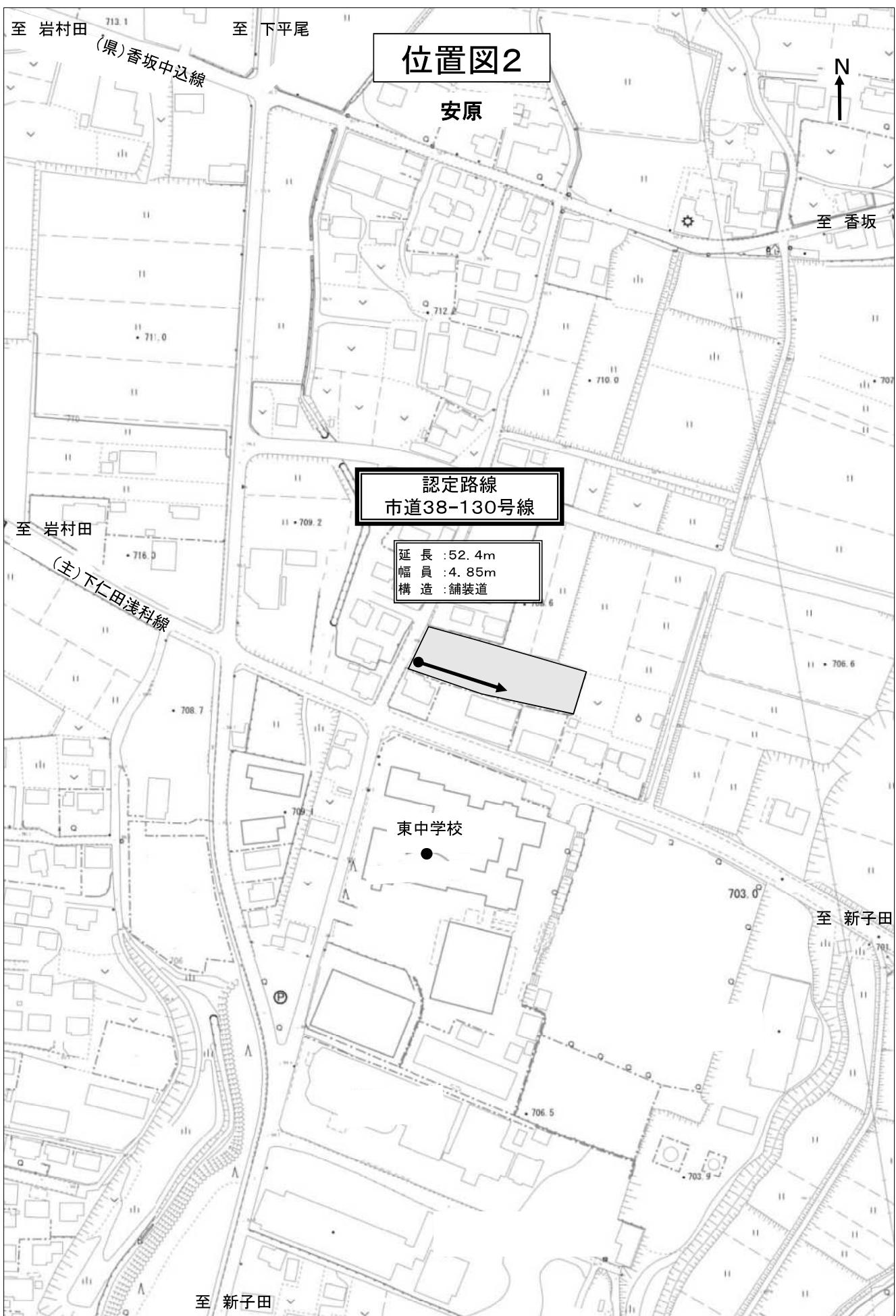
延長 : 30.6m
幅員 : 5.8m
構造 : 補装道

至 佐久平駅南

中部横断自動車道

至 佐久中佐都インターチェンジ

位置図2



第29号

令和7年度佐久平交流センター空調設備改修工事請負契約について

これは、佐久平交流センター空調設備の改修に当たり、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、佐久平交流センターに設置されている冷暖房設備の吸収冷温水機及び冷却塔について、老朽化により能力の低下が見られるため、機能維持強化や効率性を向上させた上で設備を更新しようとするものであります。

この工事につきましては、本年1月29日の2業者による事後審査型一般競争入札の結果、142,428,000円で佐久市田口4789番地3の株式会社竹内設備（代表取締役 竹内 大起 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は防災対策事業債を充当し、令和8年度にわたる債務負担行為により実施するものであります。

様式第15号（第21条関係）

建設工事請負仮契約書

1 工事名 令和7年度 佐久平交流センター空調設備改修工事

2 工事場所 佐久市佐久平駅南4-1

3 工期 令和 8年 月佐久市議会議決の日から
令和 9年 1月 15日まで

4 請負代金額 142,428,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,948,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10／110を乗じて得た額である。)

5 契約保証金 14,242,800 円

6 調停人

7 発生上の搬出先等 建設発生上の搬出先については設計図書に定めるとおり

8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

9 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8年 2月 2日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

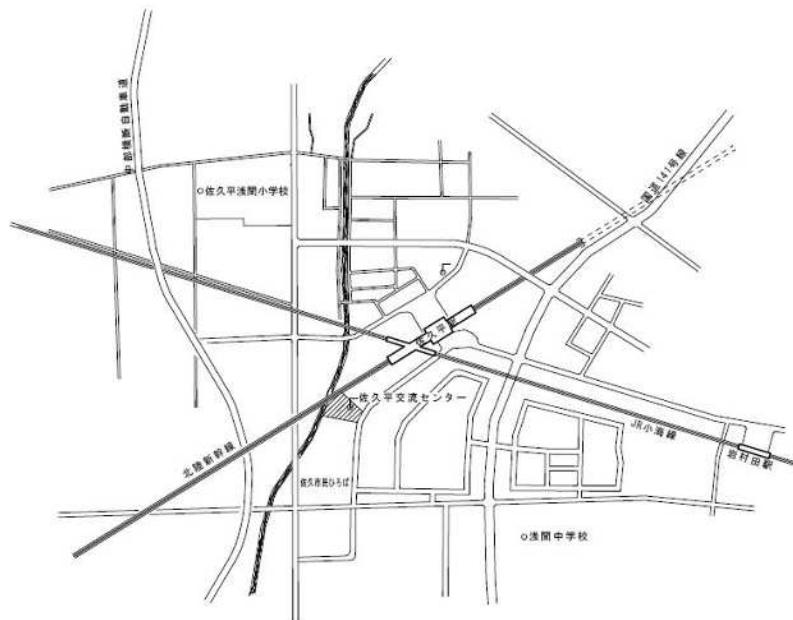
氏名 佐久市長 柳田清二

受注者 住所 長野県佐久市田口4789番地3

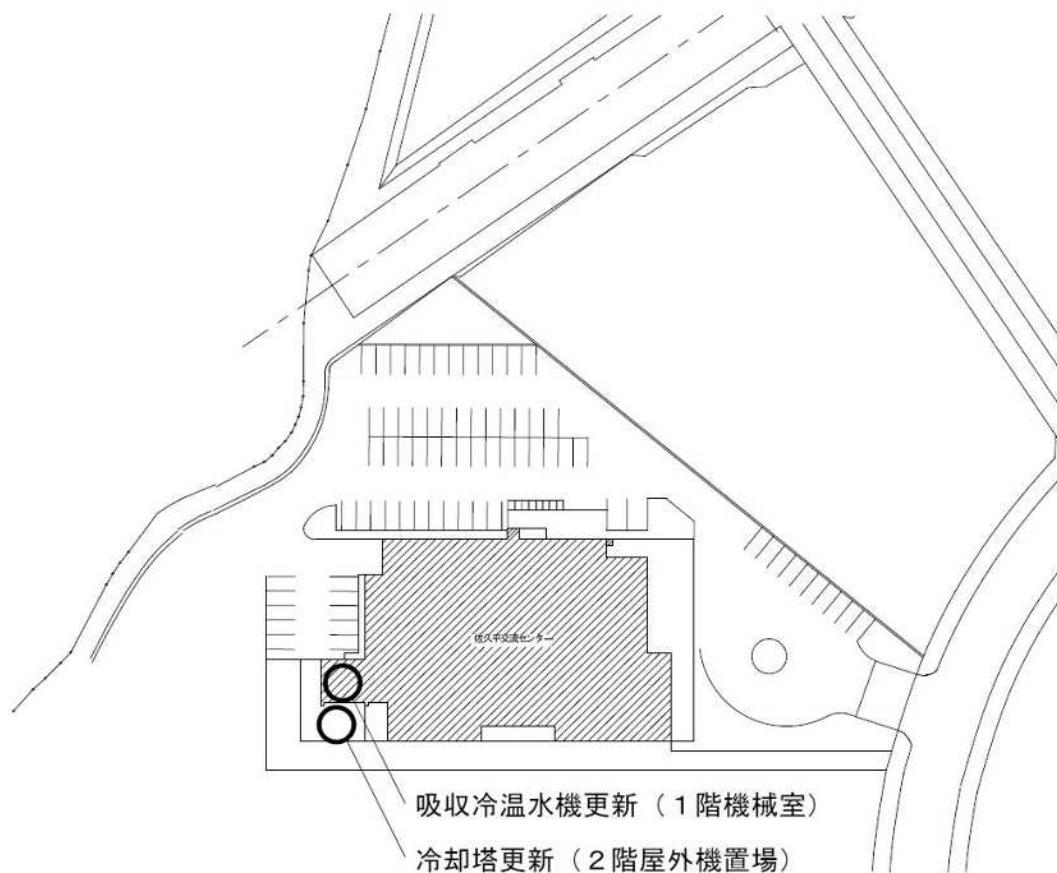
株式会社 竹内設備

氏名 代表取締役 竹内大起

佐久平交流センター空調設備改修工事 計画図

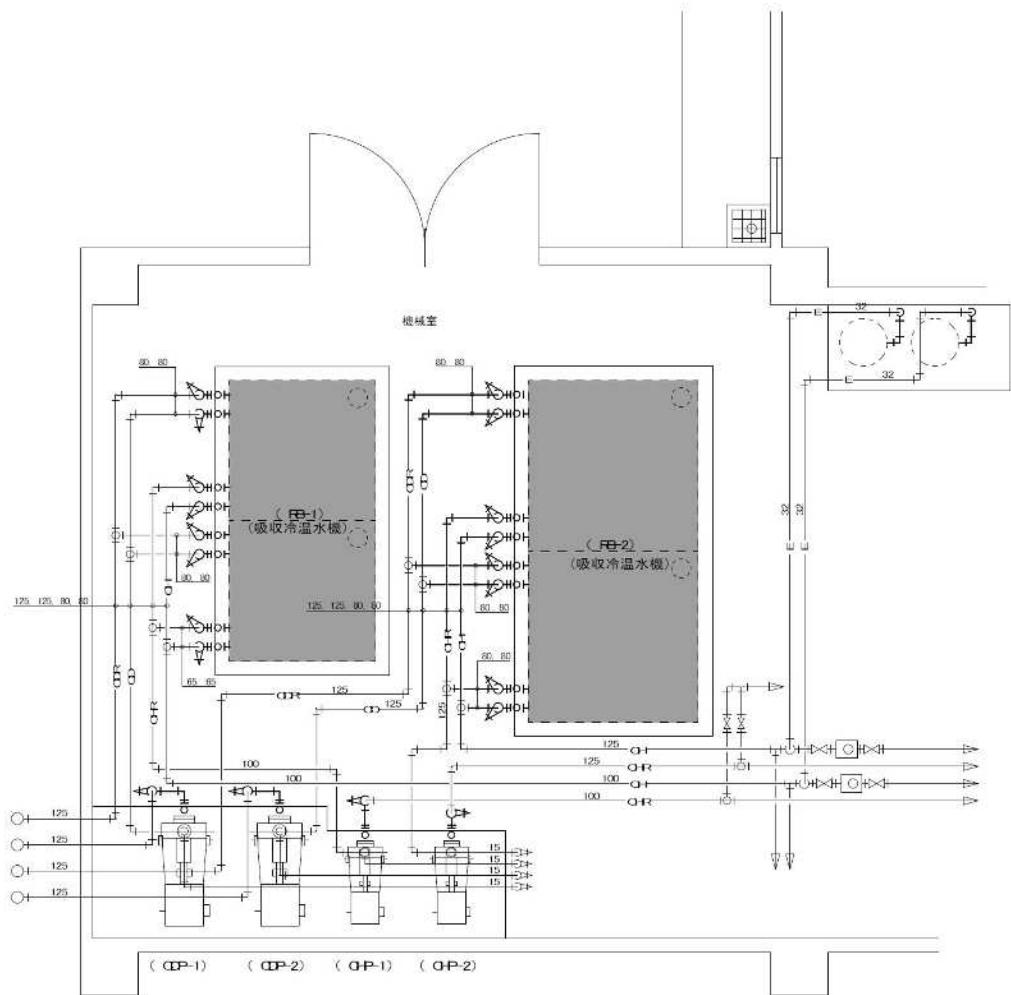


案内図



配置図

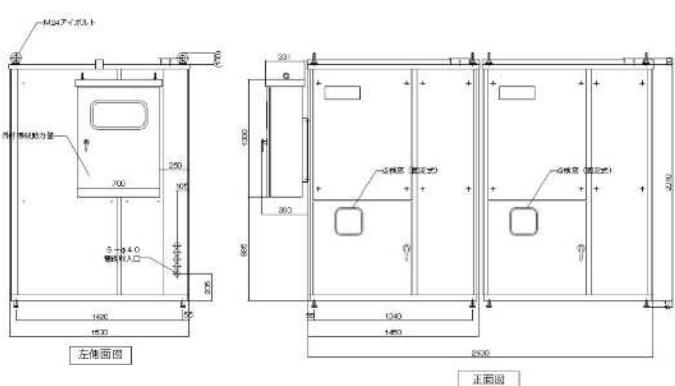
○ 工事範囲



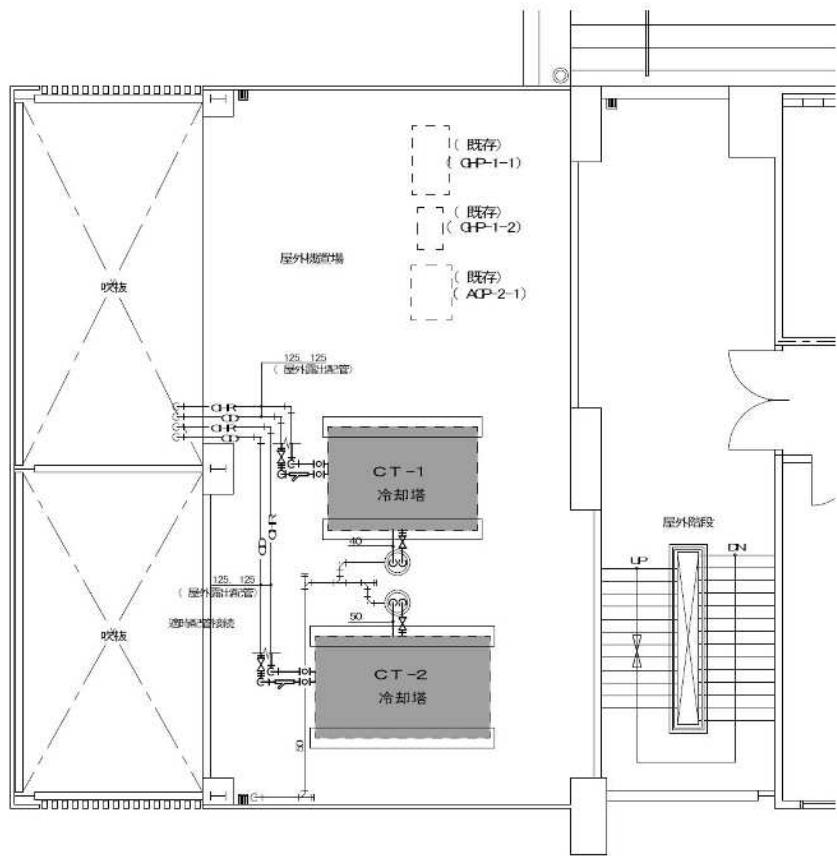
機械室 平面図



●既存 吸収冷温水機 写真



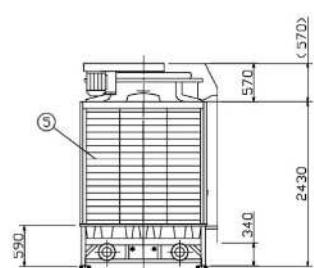
●改修 吸収冷温水機 姿図



屋外機置場 平面図



●既存冷却塔 写真



●改修冷却塔 姿図

